

新型コロナウイルス感染症と 医師から診断確定されたお客さまへ

新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、新型コロナウイルス感染症の診断年月日によっては、「みなし入院」として入院給付金等をお支払いできる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の診断年月日はいつですか？

	医師による診断年月日		
	2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
「みなし入院」 の取扱い	全員の方 ○	4類型の方（注） ○	対象外

（注）4類型の方とは、以下のいずれかに該当する方となります

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 入院を要する方
- ◆ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ◆ 妊婦の方

医療機関に入院された方は、診断年月日に関わらず

入院給付金等をお支払いできる可能性がありますので、ご所属の団体保険窓口担当までご連絡ください

※「みなし入院」によるご請求の際は、My HER-SYS療養証明（画面）等が必要です

My HER-SYSをご利用いただける期間は9月末までとなりますので、早めの請求手続きをお願いします
詳しくは、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください

明治安田生命

本社 〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111（代表）
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>